

山 青 森 県 報

第千九百八十八号 平成十四年二月二十五日(月曜日)

目 次

告 示

- 保安林の指定解除予定……………(林政課) ……一
 - 漁船保険付保義務の発生……………(水産振興課) ……一
 - 都市計画事業計画の変更認可……………(都市計画課) ……二
 - 右 同……………(同) ……二
 - 右 同……………(同) ……二
 - 建設業者の許可の取消し……………(弘木事務所前) ……三
 - 右 同……………(鰺ヶ沢土木事務所) ……三
- 出先機関
- 土地改良区の役員の就任及び退任……………(北地方農林水産事務所) ……三
 - 土地改良区の役員の退任……………(上地方農林水産事務所) ……四
 - 土地改良区の役員の就任及び退任……………(同) ……四
 - 土地改良区の役員の住所変更……………(同) ……五

告 示

青森県告示第六十二号

次のとおり森林について保安林の指定を解除する予定であるので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十四年二月二十五日

青森県知事 木 村 守 男

一 解除予定保安林の所在場所

下北郡東通村大字岩屋字苦蕨平一の一(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 保安林を解除しようとする理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び東通村役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第六十三号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったと認めため、同法第一百二十二条の二第三項の規定により公示する。

平成十四年二月二十五日

青森県知事 木 村 守 男

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	加入区の名称
青森市大字前田字中野一番地三 青森市大字久栗坂字山辺一四七番地の一 青森市八重田二丁目四番八号	青 森
中 村 岩 太 郎 川 村 春 光 齋 藤 貞 一	

青森県告示第六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、青森都市計画道路事業の事業計画の変更を平成十四年二月十八日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十四年二月二十五日

青森県知事 木 村 守 男

一 施行者の名称
青森市

二 都市計画事業の種類

青森都市計画道路事業（三・二・二号内環状線）

三 事業施行期間

平成二年八月十三日から平成十五年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

青森県告示第六十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、青森都市計画道路事業の事業計画の変更を平成十四年二月十八日認可したので、同条第二項に

において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十四年二月二十五日

青森県知事 木 村 守 男

一 施行者の名称

青森市

二 都市計画事業の種類

青森都市計画道路事業（三・三・三号合浦公園通り戸山線）

三 事業施行期間

平成二年十一月九日から平成十五年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

青森県告示第六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、八戸都市計画道路事業の事業計画の変更を平成十四年二月十八日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十四年二月二十五日

青森県知事 木 村 守 男

一 施行者の名称

八戸市

二 都市計画事業の種類

八戸都市計画道路事業（三・四・二〇号売市烏沢線）

三 事業施行期間

平成二年十一月二日から平成十六年三月三十一日まで

四 事業地

- 1 収用の部分
変更なし
- 2 使用の部分
なし

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年二月二十五日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 商号又は名称 城東塗装工業
- 二 氏名 村田 進
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字城東四丁目九の七
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一―三）第八六五三号
- 五 取消年月日 平成十四年二月十五日
- 六 取消しに係る建設業の許可
塗装工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成十四年一月二十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年二月二十五日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 商号又は名称 有限会社三剛電気
- 二 代表者の氏名 鈴木 剛
- 三 主たる営業所の所在地 西津軽郡木造町字浮巢三の二
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一―八）第一三〇九三号
- 五 取消年月日 平成十四年二月十五日
- 六 取消しに係る建設業の許可
消防工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成十四年二月四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、枝川鶴田土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十四年二月二十五日

北地方農林水産事務所長 山 本 義 弘

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任及び退任 の 年 月 日
理 事	北谷 丑信	北津軽郡鶴田町大字鶴田字生松一三 の一	平成一四・一・〇就任
"	工藤 國治	大字山道字押眠八二 の二	"
"	奈良 爲井	大字胡桃館字蓮沼九 六の一	"
"	坂本 栄一	大字鶴田字大泉七〇 の一	"
"	一戸 辰美	大字中野字種元二一 の一	"
"	工藤 彰一	大字菖蒲川字笹森三 〇の一	"

神成 榮	笹森 順造	奈良 功	三浦 勉	工藤 國治	齋藤 博文	藤田 義光	奈良 爲井	工藤 彰一	相馬 秀則	三浦 精一	坂本 栄一	北谷 丑信	笹森 順造	長内 敏	奈良 功	三浦 勉	神成 榮	齋藤 博文	相馬 秀則
三〃	の〃 一	一〃 の〃 一	五〃 の〃 三	の〃 二	九〃 の〃 二	の〃 一	六〃 の〃 一	〇〃 の〃 一	五〃	の〃 三	の〃 一	一〃 の〃 一	の〃 一	の〃 一	一〃 の〃 一	五〃 の〃 三	三〃	九〃 の〃 二	五〃
大字大性字一本柳九	大字鶴田字生松二七	大字胡桃館字蓮沼七	字小泉一二	大字山道字押眠八二	大字鶴田字相原二七	大字鶴泊字東田九一	大字胡桃館字蓮沼九	大字葛蒲川字笹森三	大字大巻字川瀬一一	大字中野字種元一八	字大泉七〇	字大泉七〇	大字鶴田字生松二七	大字鶴泊字東田一〇	大字胡桃館字蓮沼七	大字山道字小泉一二	大字大性字一本柳九	大字鶴田字相原二七	大字大巻字川瀬一一
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

二四・一・九退任

土地改良区の役員退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、北三沢土地改良区から、次のとおり役員退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十四年二月二十五日

上北地方農林水産事務所長 工藤 洋一

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の 年月日
理事	小向 節雄	三沢市織笠三丁目一六八	平成一四・一・二六

土地改良区の役員退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大浦土地改良区から、次のとおり役員退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十四年二月二十五日

上北地方農林水産事務所長 工藤 洋一

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任及び退任 の 年月日
理事	姥名 敏善	上北郡上北町大字大浦字大浦一七	平成一三・八・三就任
〃	大池 良一	字白旗六〇の〃	〃
〃	佐々木 千代寿	字中岫平五三	〃
〃	瀬川 一郎	字大長根二四	〃
〃	瀬川 桂吾	字徳万才六〇	〃
〃	高田 静雄	〃 二六	〃
〃	高松 博幸	字大浦三〇の〃	〃

